

事 務 連 絡

令 和 3 年 7 月 7 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国社会福祉法人経営者協議会 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

令和3年7月1日からの大雨により被災した要配慮者への対応及び
被災地の社会福祉施設への支援について

平素より社会福祉の増進にご尽力いただき、篤く御礼申し上げます。

今般の令和3年7月1日からの大雨により被害を受けた被災地の社会福祉施設においては、職員の確保や物資の調達がままならない中、地域の要配慮者の受入れなどを行っていることも考えられます。

厚生労働省としては、令和3年7月7日付け事務連絡(別添参照)において、自治体に対し、災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について依頼をしていますので、貴団体におかれましても会員団体へ周知いただくとともに、可能な範囲でのご協力をお願いいたします。

なお、ご協力いただく際には、新型コロナウイルス感染症に留意し、感染予防対策の徹底に努めていただくよう重ねてお願いいたします。

都道府県

各 指定都市 民生主管部局 御中

中 核 市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

厚生労働省老健局総務課

高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について

- 1 令和3年7月1日からの大雨による災害の発生に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者、子ども等の災害時要配慮者については、市町村とも連携の上、緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む。）への受入れを行って差し支えありませんので、避難者の積極的な受入れを行うとともに、避難者の対応に万全を期していただきますようお願いいたします。
- 2 被災地域における社会福祉施設等の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いいたします。
また、従来より、災害福祉支援ネットワークの整備の推進をお願いしているところですが、当該ネットワークも有効に活用した取組をお願いいたします。
厚生労働省としても、全国団体に対して必要な協力要請を行ってまいります。
- 3 なお、こうした対応を行っていただく際には、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を徹底していただくようお願いいたします。